

質問事項に対する回答書

担当課

件名 令和8年度九州地方整備局下関港湾事務所外1箇所で使用する電気

経理調達課 契約企画係

	質問	回答
1	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	入札結果は、総額で公表します。
2	仮に当社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	原則として配付資料の契約書(案)を使用しますが、協議に応じられる場合もありますので、個別具体な内容については別途ご相談ください。
3	入札は代表者で行いますが、契約締結に際しては、代理人に契約締結の権限を委任し、契約締結をすることは可能ですか。 可能な場合、落札後、契約締結までに委任状を提出する対応でよろしいですか。	ご質問のとおり、契約権限を有する代表者から、支店長等の代理人に委任することは可能です。 落札後、契約締結までに当該契約期間における年間委任状若しくは都度委任状の提出が必要です。
4	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ・基本料金および電力料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)する。 ・月別合計金額は、各月毎に基料料金と電力量料金の合計額を端数処理(単位を1円とし、その端数は切捨て)する。	各月の基本料金及び電力料金については、端数処理の指定はありません。 各月の基本料金と電力料金の合計に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てます。
5	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	ご質問の内容について、契約書への追加は出来ません。 なお、契約書第2条第3項に記載のとおり、「本契約の需要地を管轄する一般送配電事業者の託送料金等の変動等により契約金額を改定する必要が生じたときは、発注者と供給者にて協議の上、協議時における本契約の需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件を上限として、契約金額を改定することができる。」としております。
6	燃料費調整額について、「需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件を上限とする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	燃料費調整額につきましては、契約書第2条第4項の記載のとおり、「本契約の需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める入札時における標準供給条件の算定方法によるもの」としております。 なお、「需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件を上限とする。」は契約書第2条第3項に記載のとおり、「本契約の需要地を管轄する一般送配電事業者の託送料金等の変動等により契約金額を改定する必要が生じたとき」のものです。
7	各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安となるケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額の制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	質問6の回答のとおりです。
8	仕様書4(2)「供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について別紙2の特定電原割当証明書を提出すること。」とあります。提出時期等、詳細については、落札後、協議の上定める認識でよろしいですか。	ご認識のとおりで問題ありません。